

認知症サポーター養成講座の講師を募集します

認知症に対する正しい知識と具体的な対応法などを身に付けてもらう、「認知症サポーター養成講座」の講師(キヤラバン・メイト)になっていたかたを募集します。

対象▶介護従事者、医療従事者、介護関連のボランティアなどで、年10回程度(最低3回)、同講座を、原則、ボランティアで行えるかた

講師になるための講座▶8月30日(金)午前9時30分～午後4時45分、中央市民SC洋室4(市役所3階)で。受講無料。定員50人

申し込み▶長寿福祉課(市役所2階)か市ホームページにある申込書に必要事項を記入し、7月31日(水)までに郵送、FAX、Eメールまたは直接お持ちください

広報ID番号▶1004858
〒010-8560

秋田市役所長寿福祉課
FAX(888)5667
Eメール ro-wlg@city.akita.akita.jp

●問い合わせ
長寿福祉課☎(888)5668

町内会長へ避難支援対象者名簿を配布します

あらかじめお送りしている案内

通知に従って、次の日時に、お住まいの地域を所管する各市民SCでお受け取りください。必ず町内会長ご本人がお越しください。

受取日時▶7月22日(月)から8月2日(金)までの平日午前9時～午後5時

*27日(土)は午後1時まで、29日(月)は午後8時まで。

持ち物▶平成30年度の避難支援対象者名簿、要援護者把握用リスト(お持ちの場合)、印鑑(スタンプタイプ不可)、身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)

◆詳しくは、地域ごとに各市民SCへお問い合わせください。

- ▶中央市民SC ☎(888)5643
- ▶東部市民SC ☎(853)1039
- ▶西部市民SC ☎(826)9003
- ▶南部市民SC ☎(838)1212
- ▶北部市民SC ☎(893)5969
- ▶河辺市民SC ☎(882)5221
- ▶雄和市民SC ☎(886)5550

空き家を所有するかたへ無料相談会を開催します

空き家の管理、処分、相続登記などの相談に宅建士、司法書士、市職員が応じます。

日時▶8月15日(木)午後1時～4時

会場▶中央市民SC洋室4(市役所3階)

申し込み▶電話、FAX、Eメール

あらかじめお送りしている案内

のいずれかで、住所、氏名、連絡先、空き家の所在地、相談内容を8月9日(金)までに住宅整備課へお知らせください。相談時間は後日、連絡します。

☎(888)5770
FAX(888)5771
Eメール ro-osh@city.akita.akita.jp

*当日も相談を受け付けますが、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

特定医療費(指定難病)受給者証の更新

有効期間が今年9月30日(月)までの特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちのかたへ、更新案内を郵送しています。更新を希望されるかたは、8月9日(金)までに手続きをしてください(郵送可)。

8月9日(金)以降も9月30日(月)までは申請を受け付けますが、結果の送付が10月以降となりますのでご注意ください。

●問い合わせ
健康管理課☎(883)1180

7月22日～28日は「肝臓週間」です

B型・C型肝炎ウイルスは、感染してもほとんど症状がないため、気づかないことがあります。

一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けて、早期発見・早期治療に努めましょう。

無料の肝炎ウイルス検査を実施
今まで肝炎ウイルス検査を受けたことがないかたを対象に、無料の検査(採血)を実施しています。市保健所(八橋)、または市内の受託医療機関(98か所)で受けることができます。申し込みは健康管理課へ。☎(883)1180

【市保健所での検査】

8月14日(水)、9月11日(水)、10月9日(水)のいずれも午後2時～3時(検査は約15分)。定員各10人。結果は約2週間後に郵送します。

【医療機関での検査】

申込者へ受診券を郵送しますので、受託医療機関へお持ちください。結果は医師が説明します。再度受診してお聞きください。

人権擁護委員にご相談ください

次のみなさんが、7月1日付けで法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。差別・いじめなどでお困りのかたは、みんなの人権110番へご相談ください。

☎0570-003110

◆人権擁護委員(いずれも再任)

山本尚子さん、高井志津子さん、今野謙さん

■70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	高額療養費該当回数(3回目まで)	多数該当(4回目以降)	適用区分
上位所得者	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

限度額適用認定証などの更新はお早めに

病院や薬局などで提示すると、自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(水)です。8月から有効になる新しい認定証は、次のとおり手続きしてください。

◆70歳未満のかた

国保の被保険者証、手続きをす

るかたの本人確認書類(運転免許証など)、世帯主および対象者のマイナンバー確認書類(通知カードなど)をお持ちになり、次の申請場所へお越しください。受付開始は8月1日(木)から。

申請場所(平日) 国保年金課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

◆70歳～74歳のかた

対象になるかた(自己負担割合3割の「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」の世帯ならびに住民税非課税世帯)へ6月下旬に申請書を送りました。記載された期限までに申請書を提出したかたへ、7月25日(木)に認定証をお送りします。

■自己負担限度額

◆70歳以上のかた

広報あきた6月21日号14ページをご覧ください。

◆70歳未満のかた

上表をご覧ください。なお、表中の「多数該当」について、4回目以降の金額で支払いができるのは、医療機関が回数を確認して適用可能と認めた場合に限り、それ以外の場合で4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

【国民健康保険高齢受給者証】

国民健康保険に加入している70

歳から74歳のかたで、市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたへ、8月1日(木)から有効となる受給者証を7月25日(木)にお送りします。

◆問い合わせ

なお、平成30年中の所得により改めて判定しているため、受給者証の自己負担割合が今までと違う場合があります。

◆問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5630

各種手当の受給者は

所得状況届の提出を

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたは、所得状況届を提出してください。詳しくは、7月末に郵送する通知をご確認ください。

◆問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5663

◆問い合わせ

FAX(888)5664

◆問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5663

◆問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5664

各市民SC、各地区コミュニティセンター、各市立図書館で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます。日頃の備えの参考にご活用ください。

◆お問い合わせ

防災安全対策課 ☎(888)5434

◆お問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5663

◆お問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5664

注意！夏の食中毒予防3原則を守ろう

①菌をつけない

食中毒の原因菌は、魚や肉、野菜などに付いていることがあります。この菌が手や調理器具などを介して食べ物につかないよう、十分な手洗い、食材の洗浄、調理器具の洗浄消毒を行いましょう。

②菌を増やさない

食中毒菌は、10℃以下で増えにくくなります。食品は、室内に長く放置せず(調理中も)冷蔵庫で保存しましょう。加熱調理した食品もできるだけ早く食べましょう。

③菌をやっつける

食中毒を起こす菌は、熱に弱く、75℃で1分以上の加熱で死滅します。食品は中心部まで十分加熱しましょう。また、調理器具は洗浄後に熱湯や塩素系漂白剤などで消毒しましょう。

◆お問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1181